

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 ・介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 ・介護保険法に基づく介護療養型医療施設の指定の辞退 ・道路の区域変更 ・道路の供用開始（2件） ・急傾斜地崩壊危険区域の指定 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査の成果の認証 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧 ・落札者等 <p>◎ 教育長公告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校職員（船員）採用選考試験（追加募集）の実施 <p>◎ 雑 報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機（飲料）設置場所の貸付 	<p>所管課（室）名</p> <p>長 寿 社 会 課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>〃</p> <p>砂 防 課</p> <p>土 地 対 策 室</p> <p>砂 防 課</p> <p>物 品 管 理 室</p> <p>高 校 教 育 課</p> <p>長崎県公立大学法人</p>
--	--

告 示

長崎県告示第62号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者として指定した。

令和5年2月3日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地			指定年月日	サービスの 種類
			会社名	代表者	所在地		
4270800743	ヘルパー ステーションあ いのて	長崎県松浦市志佐 町浦免889番地7 松永ビル1F	合同会社 HOPE	代表 鬼塚 泰任	長崎県松浦市志佐 町池成免1508番地 1	令和4年10月1日	訪問介護
4260590163	Co.cocoリハビ リ訪問看護ス テーション	長崎県大村市古町 2丁目93番地8	株式会社 One-step	代表取締役 辻本 尚香	長崎県大村市植松 3丁目856-5	令和4年11月1日	訪問看護
4270403753	デイサービス スマイル	長崎県諫早市宗方 町695-1	株式会社 SMART	代表取締役 横山 翔	長崎県諫早市宗方 町695-1	令和4年11月1日	通所介護

4271103394	株式会社 新和メディカル長崎営業所	長崎県西彼杵郡長与町岡郷551-5	株式会社 新和メディカル	代表取締役 井塚 裕一	福岡県福岡市南区的場1丁目27-4 2F	令和4年11月1日	福祉用具貸与
4271103394	株式会社 新和メディカル長崎営業所	長崎県西彼杵郡長与町岡郷551-5	株式会社 新和メディカル	代表取締役 井塚 裕一	福岡県福岡市南区的場1丁目27-4 2F	令和4年11月1日	特定福祉用具販売
4271201016	コンパスワーク川棚	長崎県東彼杵郡川棚町栄町37番地1	リハプライム九州株式会社	代表取締役 松本 幸子	長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷1742番地12	令和4年12月1日	通所介護

長崎県告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項第1号の規定により、次の事業者を指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和5年2月3日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地			指定年月日	サービスの種類
4260590163	Co.cocoリハビリ訪問看護ステーション	長崎県大村市古町2丁目93番地8	株式会社 One-step	代表取締役 辻本 尚香	長崎県大村市植松3丁目856-5	令和4年11月1日	介護予防訪問看護
4271103394	株式会社 新和メディカル長崎営業所	長崎県西彼杵郡長与町岡郷551-5	株式会社 新和メディカル	代表取締役 井塚 裕一	福岡県福岡市南区的場1丁目27-4 2F	令和4年11月1日	介護予防福祉用具貸与
4271103394	株式会社 新和メディカル長崎営業所	長崎県西彼杵郡長与町岡郷551-5	株式会社 新和メディカル	代表取締役 井塚 裕一	福岡県福岡市南区的場1丁目27-4 2F	令和4年11月1日	特定介護予防福祉用具販売

長崎県告示第64号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条第1項の規定により、次の開設者から介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

令和5年2月3日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地		辞退者の名称及び所在地			辞退年月日	サービスの種類
4211422250	医療法人 祐和会 安藤病院	長崎県雲仙市吾妻町牛口名378-2	医療法人祐和会	理事長 安藤 宏平	長崎県雲仙市吾妻町牛口名378-2	令和4年12月1日	介護療養型医療施設

長崎県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路線名 上五島空港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町赤尾郷字小櫃越129番4地先から 南松浦郡新上五島町赤尾郷字小櫃越125番1地先まで	前	9.3~10.7	43.6	
	後	9.3~18.8	43.6	

長崎県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 上五島空港線	南松浦郡新上五島町赤尾郷字小櫃越129番4地先から 南松浦郡新上五島町赤尾郷字小櫃越125番1地先まで	令和5年2月3日

長崎県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 初瀬印通寺線	壱岐市郷ノ浦町初山東触字遡ノ元1448番1地先から 壱岐市郷ノ浦町初山東触字遡ノ元1478番1地先まで	令和5年2月3日

長崎県告示第68号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和5年2月3日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称		滑石5丁目(6)		
所在地	市町名	大字	字	地番
	長崎市	滑石5丁目		1636番13の一部、1636番32、1706番6の一部、1706番12の一部、1706番19、1706番20、1709番1の一部、1709番2、1719番1の一部、1719番2、1721番1の一部、1721番2、1723番1の一部、1723番2

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和5年2月3日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
平戸市	R2年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 木引F	令和5年1月25日
平戸市	R2年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 宝亀A	令和5年1月25日
平戸市	R2年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 津吉A	令和5年1月25日
平戸市	R2年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 津吉D	令和5年1月25日
南島原市	R3年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 永引無田第2	令和5年1月25日
南島原市	R3年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 野田第2（残部）等2単位区域	令和5年1月25日

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和5年2月3日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧期間 令和5年2月3日から令和5年2月16日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 対馬振興局建設部河港課、対馬市上対馬振興部地域振興課、対馬市上対馬振興部上県行政サービスセンター、対馬市中対馬振興部地域振興課、上対馬地区生涯学習センター、対馬市峰地区公民館
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 対馬市上対馬町、上県町、峰町
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるも

の又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

(2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。

(3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき対馬市長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒817-8520 対馬市巖原町宮谷224
対馬振興局建設部河港課

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年2月3日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品名及び数量
4 入札第137号 Farmnote Color 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年1月26日
- 6 落札者
諫早市栗面町174-1
長崎県央農業協同組合 代表理事組合長 真壁 正二郎
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）
43,496,079円
- 8 入札公告日
令和4年12月23日
- 9 落札方式
最低価格

教 育 長 公 告

県立学校職員（船員）採用選考試験（追加募集）の実施（公告）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の規定により、令和5年度県立学校職員（船員）採用選考試験を次のとおり実施する。

令和5年2月3日

長崎県教育委員会
教育長 中崎 謙司

令和5年度長崎県公立学校に勤務する職員を募集します。

- 1 職 種 船員（甲板員、機関員）
※福岡県・長崎県・山口県が共同運航する水産高校実習船に乗り組み、漁業実習時における諸作業等に従事する。
- 2 募集人数及び出願資格

	募集職種	募集人数	対象者及び資格

船 員	甲板員	1名	①昭和38年4月2日以降に生まれた者 ②4級以上の海技士（航海）の免許を有する者又は令和5年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ④日本国籍を有する者
	機関員	1名	①昭和38年4月2日以降に生まれた者 ②4級以上の海技士（機関）の免許を有する者又は令和5年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者

3 出願期間 令和5年2月10日（金）～令和5年3月10日（金）
※当日消印有効、持参の場合は午後5時まで

4 出願手続

(1) 願書用紙の交付

令和5年2月1日（水）から長崎県教育庁高校教育課で交付する。また、長崎県教育庁高校教育課のホームページからもダウンロードできる。

【URL】 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

※郵送希望者は、返信用封筒〔角2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、120円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

(2) 提出書類

① 願書	写真（縦5cm、横4cm）を貼付すること。 ダウンロードする場合は両面印刷すること。
② 最終学校の卒業証明書 又は卒業見込証明書	証明書が旧姓の場合は、改姓を証明するものを添付すること。卒業証書は不可。
③ 返信用封筒（長3号定形）	返信先を記入し、宛名は「様」付け、254円分の郵便切手を貼付すること。
④ 免許状等の写し	免許取得者のみ

5 願書等の提出先

長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 ※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。

6 選考試験

(1) 試験日時 令和5年3月22日（水） 午前9時30分～
（午前9時開場）

(2) 試験会場 長崎県庁行政棟3階304会議室（長崎市尾上町3-1）
※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分
※駐車場には限りがあるので、公共交通機関で来庁すること。

(3) 試験内容 ①小論文 ②個人面接

(4) 合格者発表 令和5年3月30日（木）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に可否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

7 採用予定時期 令和5年5月1日（状況によっては繰り上げもあり得る）

8 その他

○受験票は送付しません。受験番号等は試験当日、試験会場入口・受付で確認してください。

○試験当日は鉛筆・消しゴム等の筆記用具を準備してください。

○当日は、マスクの着用をお願いします。

○書類が不備なものについては受け付けられませんので、注意してください。

○不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねてください。

雑 報

自動販売機（飲料）設置場所の貸付

長崎県公立大学法人所有財産（建物の一部）を自動販売機（飲料）の設置場所として、一般競争入札により貸付けを行いますので、公告します。

令和5年2月3日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件及び貸付条件等

別紙「仕様書」及び「貸付物件一覧」のとおり

(2) 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（契約の更新はしない。）

(3) 用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限るものとします。

(4) 貸付料等

物件番号ごとに、貸付期間中の貸付料の総額（課税対象物件については消費税及び地方消費税相当額を含む。）を入札に付します。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(4) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項に該当する者でないこと。

(5) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者でないこと。

(6) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。

(7) 自動販売機の設置及び運營業務について、3年以上の実績を有していること。

(8) 下記3により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること。

3 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に入札参加申込書等の関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

(1) 関係書類の配布場所（契約条項の提示場所）及び配布期間

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和5年2月3日（金） ～令和5年2月17日（金） ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～17:45	令和5年2月3日（金） ～令和5年2月17日（金） ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～17:45	長崎県佐世保市川下町123 長崎県公立大学法人事務局 総務課 財務グループ 電 話 0956-47-2191

(2) 入札資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し、申込者に通知します。

なお、入札参加資格の確認を受けた者が、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととします。

4 現場説明、入札の日時及び場所

(1) 現場説明

実施しませんので、事前に入札物件をご自身で確認し、現況を熟知した上で入札してください。

(2) 入札の日時及び場所

令和5年2月28日（火）14:00～

長崎県立大学佐世保校 附属図書館1階 国際交流室

※ 入札物件一覧の順に物件ごとに入札を実施します。（希望しない物件の入札には入室不可）

※ 入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は入札を延期することがありますので、事前に3の(1)の部局へ問い合わせください。

(3) 入札の方法等

- ① 入札は、入札書及び入札用封筒に必要事項を記載して、記名押印のうえ、当該入札書を当該入札用封筒に入れ、入札当日に、入札者又はその代理人が直接入札箱に投函してください。
- ② 郵送による入札は認めません。
- ③ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、入札書には代理人が押印（委任状に押印した代理人の印鑑）して提出してください。
- ④ 入札者は、その理由の如何にかかわらず、提出した入札書の手換え、引換え又は撤回することはできません。
- ⑤ 入札執行回数は、2回を限度とします。

5 入札保証金に関すること

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

6 無効な入札に関すること

次に掲げる場合は、その入札は無効とします。

- ① 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- ⑦ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑧ 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- ⑨ 代理人が入札する場合において、代理人の記名押印がないとき。
- ⑩ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑪ 入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けたとき。

7 その他注意事項等

- ① 開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。
- ② 落札者は、長崎県公立大学法人が前もって設定した最低貸付料以上の価格で最高の価格をもって入札した者としてします。
- ③ 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととします。
- ⑤ 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を長崎県公立大学法人に支払わなければなりません。
- ⑥ 詳細については、一般競争入札案内書（自動販売機設置事業者募集要項）をご覧ください。（3の(1)の場所で配布）

8 この公告に関するお問い合わせ先

長崎県公立大学法人 事務局総務課 財務グループ

所在地 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

電話 0956-47-2191

仕 様 書

1 設置場所

別紙「貸付物件一覧」のとおり

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（使用済み容器回収ボックスを含む）は、「貸付物件一覧」において示す各設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2.2m以内とすること。（転等防止用設備含む）

(2) 環境対策

① 「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。

② オゾン層破壊防止及び地球温暖化防止冷媒・断熱材発泡剤等に、フロン、代替フロン（HCFC類、HFC類）を使用していない機種であること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、長崎県公立大学法人の指示に従うこと。（1ヶ所に2台の自販機を設置する場合でも子メーターは1機設置で可。）

② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として貸付物件に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、長崎県公立大学法人の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に設置事業者の連絡先を明記すること。

⑥ 長崎県公立大学法人が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、「飲料（清涼飲料水、乳飲料等）」とし、「たばこ」、及び「酒類」は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

貸付物件一覧 (R5.4.1~R8.3.31)

物件番号	貸付箇所	設置台数	貸付面積 (㎡) 奥行cm×幅cm	最低貸付料 (円) (3年総額)	補足説明
1	新館2階 ロビー	1台	1.575㎡ 90cm × 175cm	47,232	電源コンセント有
2	新館3階 ロビー	1台	1.575㎡ 90cm × 175cm	47,232	電源コンセント有
3	体育館 出入口	1台	1.575㎡ 90cm × 175cm	47,232	電源コンセント有
4	グラウンド トイレ前	1台	1.575㎡ 90cm × 175cm	47,232	電源コンセント有 電気使用量計測用 子メーター有
5	地域交流棟1階	1台	1.35㎡ 90cm × 150cm	44,280	電源コンセント有 電気使用量計測用 子メーター有
計5台				計 233,208	256,528 (税込)

発行者 長崎県 長崎市尾上町三番一号
 電話代表 (八二四) 二二二四一
 直通 (八九五) 二二二四一

【注意事項】

1. 物件の所在地は全て「長崎県立大学佐世保校」とします。
(佐世保校住所) 佐世保市川下町123
2. 電気料金の精算方法は、子メーターの設置によります。
大学側にて検針後、相当額を請求します。
3. 貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含みます。
(設置場所によっては、回収ボックス不要な物件あり。)
4. 物件によっては、試験等実施の際に電源を切る可能性があるため必要に応じて協議します。

印刷所 長崎県 長崎市権島町八番十二号
 株式会社 クイックプリン 寺田 宏 弥ト